

未就学児保育料一部 貸付制度

「未就学児保育料一部貸付制度」とは

子育て中の保育士さんを支援する制度です。

産休・育休から復職した保育士さん、または新たに保育所等に勤務した保育士さんのお子さんの保育料の半額を1年間貸付けます。

保育士として2年間業務に従事すると、貸付金（保育料の半額）は全額返還が免除されます。



未就学児保育料一部貸付制度の概要

目的

この貸付制度は、国と県において、茨城県内の保育士の離職を防止するとともに、保育士の資格を持ちながら保育士として勤務していない人の再就職を支援することで、保育人材の確保を図るため、未就学をもつ保育士の子どもの保育料の一部を貸し付ける制度です。

※貸付金は、補助金があてられています。

貸付対象者

未就学児をもち、**2019年1月1日から2019年12月31日までに茨城県内の保育所等（次ページ「保育所等一覧表」中「施設等種別欄」参照）に保育士として新たに就労又は産後休暇・育児休暇から復職した、次のア～ウすべての要件を満たす人**です。

ア 就職（復職）月に子どもの保育所等の利用が決定していること

※貸付の対象となる子どもの預け先が、認可外保育所の場合は該当しません。

イ 勤務を開始した日から保育士として週20時間以上勤務すること

ウ 就職又は復職後引き続き2年間保育士として勤務する意思のあること

【対象とならない人の事例】

- ① 保育所等勤務箇所（施設）を変更（転職）したときで、実態として雇用が月単位で継続されている場合
- ② 保育士又は保育士以外の業務に従事していた従前の保育所等を退職し、1ヶ月以上経過しないうちに保育所等で保育士として就労する場合
【保育士以外の仕事の例】 調理師、看護師、事務員、保育補助者 など
- ③ 契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ④ 保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合
【雇用形態の変更の例】 パート契約から正社員への変更 など

【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業	
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

※いわゆる「無認可保育所」は対象外です。

2019年度の貸付申請期間

2019年4月5日(金)～2020年1月31日(金) 【必着】

- (1) 未就学児保育料一部の貸付申請期間は、就職又は復職後から、原則として保育所等に就職又は復職した日の属する月の翌々月末まで（月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日）（必着）です。（下表参照）
- (2) ただし、2019年12月に就職又は復職した人は、2020年1月31日が申請期限となりますので、注意して下さい。

<2019年度申請期限>

就職・復職月	申請期限	就職・復職月	申請期限
2019年1月～3月	2019年5月31日(金)	2019年8月	2019年10月31日(木)
2019年4月	2019年6月28日(金)	2019年9月	2019年11月29日(金)
2019年5月	2019年7月31日(水)	2019年10月	2019年12月27日(金)
2019年6月	2019年8月30日(金)	2019年11月	2020年 1月31日(金)
2019年7月	2019年9月30日(月)	2019年12月	

※各期限日必着（厳守）で申請書類を提出して下さい。

貸付期間及び貸付金額（無利子）

就職又は復職した月から1年間（12ヶ月分）の1ヶ月当たりの保育料※の半額（上限27,000円）を貸付けます。

※市町村長が発行する保育料決定通知等で金額が確認できるものに限ります。

【貸付金の対象とならないもの】

- ①一時預かり、病児保育に係る保育料
- ②私学助成の幼稚園の利用料金
- ③市町村発行の保育料以外の料金
 - ・認可外保育所に係る保育料
 - ・保育所の延長保育時間部分
 - ・幼稚園の預かり保育分の料金
- ④保育形態が不適正な保育に係る利用料金

など

【貸付金額の例】

①未就学児が2名いて、1ヶ月当たりの保育料が1人目18,000円、2人目42,000円の場合

・1ヶ月当たり保育料

18,000円+42,000円=60,000円

・貸付金額

保育料の半額60,000円×1/2=30,000円(>27,000円)

→上限27,000円を適用

27,000円×12ヶ月=324,000円

②未就学児が3名いて、1ヶ月当たりの保育料が1人目5,500円、2人目12,000円、3人目無料(0円)の場合

・1ヶ月当たり保育料

5,500円+12,000円+0円=17,500円

・貸付金額

保育料の半額は27,000円以内

17,500円×1/2×12ヶ月=105,000円

※いずれの場合も、貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、その都度貸付金額は変更となります。(変更契約等を行います)

貸付金の交付について

- (1) 申請書類等は、茨城県社会福祉協議会において審査し、貸付の可否を決定します。
- (2) 貸付金を交付するには、貸付決定後に貸付契約を締結していただく必要があります。
貸付決定後、申請者ご本人が貸付制度説明会に参加し、貸付契約を締結して下さい。
- (3) 貸付契約締結後、申請者名義の金融機関預金口座(ゆうちょ銀行は除く)に貸付金を振込みます。
- (4) 原則として、貸付金は年4回(4~6月分を6月下旬、7~9月分を10月下旬、10月~12月分を12月下旬、1~3月分を3月下旬)に分けて振り込みます。ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

各種手続

- (1) 申請時に、連帯保証人を1名たてていただきます。連帯保証人の印鑑登録証明書及び直近の収入を証明する書類も用意して下さい。また、申請者ご本人の世帯全員の住民票、保育士証の写し、勤務先での雇用証明書、お子さんの保育料の決定に関する市町村長の通知等が必要となります。
- (2) 返還免除となるまでの期間中は、住所・勤務先・連帯保証人等を変更するときなど、その都度県社協へ届け出が必要です。

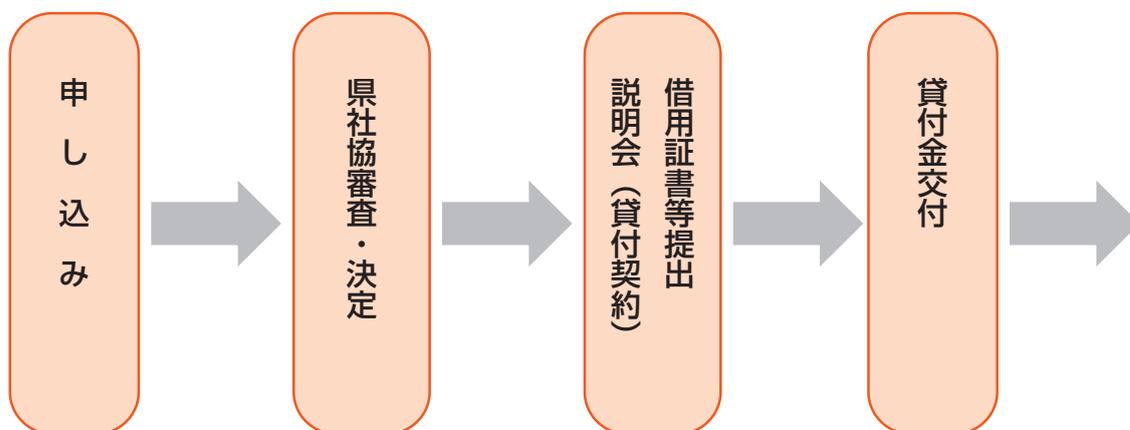
返還免除について

茨城県内の保育所等において、保育士として引き続き2年間業務に従事すると全額返還免除となります。

貸付金の返還について

- (1) 返還免除となる要件を満たさない場合は、貸付金は返還となります。
- (2) 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間です。
- (3) 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払又は一括払いの方法のいずれかとなります。
- (4) 期限内に返還が終了しない場合、残金に年5.0%の延滞利子が加算されます。

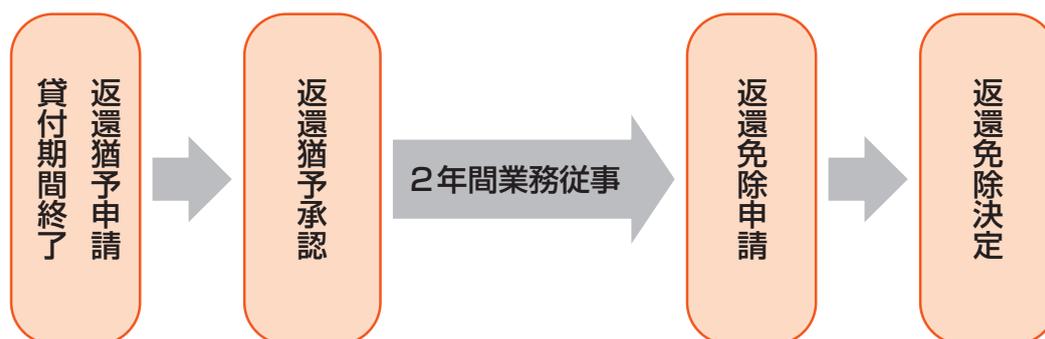
申し込みから返還免除までの流れ



※県社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。その間約1ヶ月程度を要します。

※説明会は毎月第4金曜日(午後)に、県社協にて行います。必ずご本人が参加し、貸付契約を締結して下さい。

※原則として貸付金は年に4回(毎月月額3ヶ月分ごと)指定の口座に振り込みます。



※転職・転居等の変更事項が生じた場合や、返還猶予事由・返還免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行って下さい。

所定期間を満たさず保育士業務を辞めた等の場合には、「返還」となります。

返 還

Q&A

Q1. 未就学児の保育料の一部は、保育所等で働けば1年後にもらえるのですか。

この制度は、貸付契約に基づき、保育所等に就職又は復職した保育士（保育教諭）に未就学児がいる場合、保育料の半額を貸し付けるもので、差し上げるものではありません。

契約に基づく手続きを行い、引き続き2年間保育所等で勤務すると貸付金の返還が免除されるものです。

Q2. 正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。

未就学児保育料一部貸付制度の対象となる保育士又は保育教諭に従事しているのであれば、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

Q3. 「週20時間以上」とはどういう状態ですか。

休暇等を含めて、年間の勤務時間が実態として「週20時間以上」確保されている状態です。

例えば5時間勤務なら4日以上、4時間勤務なら5日以上など、計算上は「週20時間以上」となりますが、実態として20時間以上となっているか、勤務先とよく確認して下さい。

Q4. 未就学児の子どもが2人以上いる場合の申請はどのようにすればよいですか。

保育士1人に対する保育料（上限27,000円）の貸付となります。よって子どもの人数に制限はありません。

Q5. 第1子、第2子は保育料がかかっているが、第3子は0円でも申請書に記入した方がよいですか。

認可保育所に在園されているお子様は全員記入して下さい。また、0円のお子様の市町村長が発行する保育料決定通知書等も添付して下さい。

Q6. 第1子は保育所に預けているが、第2子はまだ小さいので身内や一時預かりを利用し、数ヶ月先に入園させようと考えています。どのように申請したらよいですか。

貸付対象となるための要件は、「就職（復職）するときに子どもの保育所等利用が決定していること」となっています。

保育所を利用している第1子の保育料の申請は可能ですが、お問い合わせのような理由から保育所を利用していない第2子が、数か月後に利用する保育料の申請はできません。

ただし、保育所の利用を申し込んでも、「空きがない」など定数上の理由から、利用が困難な場合で市町村長が発行する保育所利用不承認の通知が届いている場合は、県社協にご相談下さい。

Q7. 未就学児保育料一部貸付は、他の貸付制度と併用することはできますか。

他の都道府県で同様の貸付けを受けた人は、茨城県では対象となりません。

また、対象条件に該当すれば、県社協が実施する「潜在保育士就職準備金貸付制度」を同時に申請いただけます。

Q8. 貸付期間中に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。

この貸付制度は原則として、就職又は復職後2年間、保育士（又は保育教諭）として業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付金を申請する前に、ご家族とよく相談して下さい。

万が一、貸付期間中（1年以内）に産休・育児休業を取得することになり、貸付要件を満たすことができなくなった場合は、貸付金は返還となります。

Q9. 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

転職は可能です。

貸付期間中に貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続している場合は、貸付金は継続して交付されますが、月を単位として1ヶ月以上期間が空いてしまいますと「引き続き2年間」という返還免除条件に該当しなくなってしまう、貸付金の全額返還となってしまいますのでご注意ください。

Q10. 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。早急に保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出して下さい。ただし、変更にかかる時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出して下さい。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出して下さい。

2019年度

未就学児保育料一部貸付申請者募集要項

1 貸付対象者

2019年1月1日から2019年12月31日までに、【保育所等一覧】（しおり34ページ参照）の施設等種別欄に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という）に新たに勤務した未就学児をもつ保育士（保育教諭）又は産後休暇・育児休業から復職する保育士（保育教諭）で、次の（1）、（2）いずれの要件も満たしている方が対象です。

（1）就職又は復職した月までに子どもの保育所等の利用が決定している人

※認可外の保育所等は該当しません。

（2）保育士（保育教諭）として週 20 時間以上勤務する人

2 申請期間

2019年4月5日（金）から2020年1月31日（金）【必着】

（1）上記の期間中、随時受け付けます。就職又は復職後から、原則として保育所等に就職又は復職した日の属する月の翌々月末※【必着】（下表参照）までに申請して下さい。

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日です。

（2）ただし、2019年12月に就職又は復職した人の申請期限は2020年1月31日（金）までです。

<2019年度申請期限>

就職・復職月	申請期限	就職・復職月	申請期限
2019年1月~3月	2019年5月31日（金）	2019年8月	2019年10月31日（木）
2019年4月	2019年6月28日（金）	2019年9月	2019年11月29日（金）
2019年5月	2019年7月31日（水）	2019年10月	2019年12月27日（金）
2019年6月	2019年8月30日（金）	2019年11月	2020年1月31日（金）
2019年7月	2019年9月30日（月）	2019年12月	

※各期限日必着（厳守）で申請書類を提出して下さい。

3 貸付金額【無利子】

1ヶ月当たりの未就学児の保育料の半額（月額上限27,000円）

※貸付期間中に保育料の金額が変更された場合は、貸付契約の変更等の手続きを行います。

4 貸付期間

就職又は復職した日の属する月から1年間です。

5 申請方法

未就学児保育料一部貸付を申請しようとする方は、下表の1から6の書類を揃えて、県社協へ提出して下さい。

【別表1】申請に必要な書類等

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	未就学児保育料一部貸付申請書	第2号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付して下さい。 ・連帯保証人の印鑑登録証明書・所得証明書等の原本（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付 ※連帯保証人が1名必要です。（連帯保証人の要件は次のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ア 独立の生計を営む成年 イ 申請者が未成年の場合は法定代理人であること
2	世帯全員の住民票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の世帯全員の住民票の原本（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※ <u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u> です。
3	雇用証明書	第5号様式	※保育所等で作成してもらって下さい。
4	保育士証の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> ・旧姓の場合は、変更手続きを行って下さい。ただし、変更に時間を要する為、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しが必要になります。
5	未就学児の保育料を確認できる書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村発行の保育料決定通知書等の写し
6	連帯保証人 ・印鑑登録証明書 ・所得証明書	市町村が発行するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・原本で提出 ・3ヶ月以内に発行されたもの

⑥ 貸付決定及び貸付契約

- (1) 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。(申請いただいても貸付けできない場合があります)
- (2) 貸付決定後は、**貸付契約**の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、**貸付制度説明会(毎月第4金曜日の午後実施)**に参加し、県社協へ提出して下さい。
- (3) 申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって貸付契約が成立します。

⑦ 貸付金の交付

貸付金は、提出いただいた振込口座申込書に記載の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ、年4回(6月:4~6月分、10月:7~9月分、12月:10~12月分、3月:1~3月分)交付します。

⑧ 貸付金の返還について

返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間(返還猶予を受けた期間があるときはこの期間をあわせた期間)最長2年以内に、月賦、半年賦の均等払、または一括払の方法により返還していただきます。

※返還期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利息が発生します。

⑨ 返還の免除等

県内の保育所等において保育士として就職(復職)し、引き続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

⑩ その他

申請後、何らかの事情により貸付けが不要となった場合は、貸付契約を解除します。貸付辞退届を提出して下さい。

また、保育士の業務に従事しなくなった等の場合も、貸付契約が解除されます。速やかに県社協へご連絡下さい。

様式集

～未就学児保育料一部貸付制度～

申請書 記入例

チェックリスト

申請書

雇用証明書

辞退届

借用証書 見本

振込口座申込書 見本

＜記載例＞

※記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線を引いて、二重線上に申請者印を押印して訂正して下さい。

未就学児保育料一部貸付申請書

(申請日) 西暦 2019 年 4 月 10 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、未就学児保育料の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

申請者が借書(自筆)で丁寧に記入下さい。		※貸付番号及び貸付開始年月(県社協記入欄)		(写真) 縦 4 cm × 横 3 cm
年 月		性 別		
(フリガナ) 申請者氏名	イバラキ ハナコ 茨城 花子	性 別	男 ・ 女	
生 年 月 日	西暦 1986 年 11 月 3 日	年 齢	32 歳	
申請者住所	〒 311-0105 茨城県那珂市菅谷〇〇〇番地の〇 シャカーイ201号室 電話番号 090 (1234) 5678			
就 職 施 設	(施設の名称) 社会福祉法人 △△会 □□□□保育園 (施設の所在地) 〒 310-8586 茨城県水戸市千波町〇〇〇〇 電話番号 029 (350) 8366			
従事業務及び業務開始日等	西暦 2019 年 4 月 1 日から <input type="checkbox"/> 新規雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 産後休暇(育児休業)復職 1日当たり勤務時間 7 時間 分 / 1週間当たりの勤務日数 5 日間 従事する業務 <input checked="" type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育教諭			
保育士登録日	西暦 2007 年 3 月 31 日			
未 就 学 児 の 状 況	氏 名	性別	生年月日	年齢
	茨城 太郎	男	西暦 2016 年 1 月 22 日	3 歳
	茨城 華	女	西暦 2018 年 7 月 31 日	0 歳
			西暦 年 月 日	歳
			西暦 年 月 日	歳
1か月当たりの保育料合計 (4月～3月) 45,000 円 ・ (月～月) 円				
貸付申請金額	月額(4月～3月) 22,500 円 ・ (月～月) 円 (27,000円以内)			
返 還 方 法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一括			

雇用証明書の時間に合わせて下さい。

申請者の履歴・賞罰等	西暦	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。
	2007		3	(学歴) △□短期大学 ○×学科 卒業
	2007		4	(職歴) 株式会社×××× 入社
	2011		3	株式会社×××× 退社
	2011		4	社会福祉法人 ▼▼会 □□□□保育園 入社
	2015		3	社会福祉法人 ▼▼会 □□□□保育園 退社
2016		4	社会福祉法人 △△会 □□□□保育園 入社	
2007		3	(資格) 保育士資格 幼稚園教諭2種資格 取得	
			(賞罰) なし	

書ききれない場合は、ご自身で別の紙を用意し、続きを記入して下さい。

現在の職場までご記入下さい。

資格・賞罰も忘れずにご記入下さい。

申請者続柄	氏 名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等
本人	茨城 花子	32	同居・別居	□□□□保育園
夫	茨城 一郎	36	同居・別居	(株)◇◇会社
子	茨城 太郎	3	同居・別居	○△保育園
子	茨城 華	0	同居・別居	○△保育園

※必ず全て連帯保証人の方が自筆で記入して下さい。

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、未就学児保育料の一部の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ	イバラキ イチロウ		実印	性 別	申請者との関係
	氏 名	茨城 一郎		実印	男 ・ 女	夫
	生 年 月 日	西暦 1983 年 3 月 4 日		年 齢	36 歳	
	住 所	〒311-0105 茨城県那珂市菅谷〇〇〇番地の〇 シャカーイ201号室 電話番号 029 (987) 6543				
	勤 務 先 等	名 称	(株)◇◇会社 □□支店			
	所在地	〒 310 - 0852 茨城県笠原町123-4 電話番号 029 (765) 4321				
	年収(税込額)	4,567,890 円		雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他	

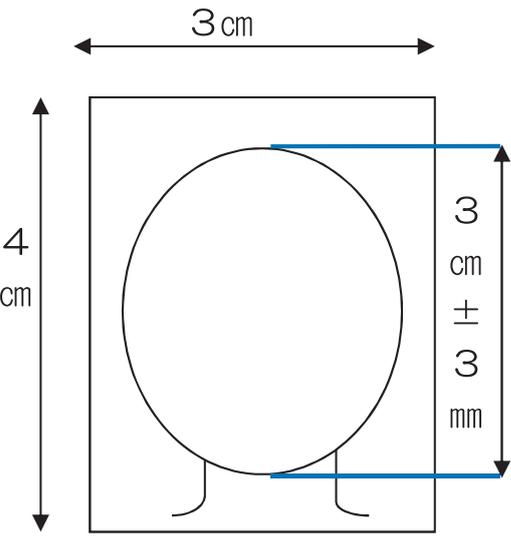
※連帯保証人の押印は実印をお願いします。

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

※申込書類記入上の注意

- ①文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）

※申請書に貼付する写真についての注意事項

 <p>The diagram shows a rectangular photo with a height of 4 cm and a width of 3 cm. Inside the photo is a circle representing the face, with a diameter of 3 cm. The face area is defined by a blue double-line border that is 3 mm wide. The photo is shown on a stand with two legs.</p>	<p>＜申請書に貼付する証明写真＞</p> <ol style="list-style-type: none">1 縁なしで、サイズはタテ4センチメートル、ヨコ3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが3センチメートル（±3ミリメートル）2 申請者本人のみが撮影されたもの3 提出の日付前6月以内に撮影されたもの4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの <p>※次のアからエに該当する不適當な写真は受理できません。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているものイ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装着等）ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているものエ 平常時の相貌と著しく異なるもの
--	--

未就学

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出して下さい。

2019年度 未就学児保育料一部貸付申請チェックリスト

保育所等

氏名

【記載内容確認チェック】

内容		チェック	備考
1	第2号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	申請者 直筆 のこと
2		押印した	
3		未就学児の状況を記載した	
4		申請金額は正しい	
5		家族の状況等を記載した	
6	第2号様式 【連帯保証人記載欄】	すべて記入した	連帯保証人 直筆のこと
7		押印した（実印）	

注) 直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談下さい。

【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	申請チェックリスト（本紙）		
2	第2号様式（未就学児保育料一部貸付申請書）	<input type="checkbox"/>	
3	申請者の世帯全員の住民票（世帯主・続柄の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの）	<input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3ヶ月以内
4	第5号様式（雇用証明書）	<input type="checkbox"/>	保育所等で作成
5	保育士証の写し（現姓名分）	<input type="checkbox"/>	5か6 どちらか
6	保育士証の写し（旧姓名分） 変更手続き用紙両面（裏面領収書あり）の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
7	未就学児の保育料を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	
8	連帯保証人 印鑑登録証明書 所得証明書等	<input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3ヶ月以内
		<input type="checkbox"/>	

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ・同時に潜在保育士就職準備金貸付を申請する場合も、それぞれの書類が必要です。

第2号様式

未就学児保育料一部貸付申請書

(申請日) 西暦 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、未就学児保育料の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】		※貸付番号及び貸付開始年月(県社協記入欄)		(写 真) 縦4cm×横3cm		
		年 月				
(フリガナ) 申請者氏名	性 別	男 ・ 女				
生 年 月 日	西 暦 年 月 日	年 齢	歳			
申 請 者 住 所	〒 ー 電話番号 ()					
就 職 施 設	(施設の名称) (施設の所在地) 〒 ー 電話番号 ()					
従 事 業 務 及 び 業 務 開 始 日 等	西 暦 年 月 日 から <input type="checkbox"/> 新規雇用 <input type="checkbox"/> 産後休暇(育児休業)復職 1日当たり勤務時間 時間 分 / 1週間当たりの勤務日数 日間 従事する業務 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育教諭					
保 育 士 登 録 日	西 暦 年 月 日					
未 就 学 児 の 状 況	氏 名	性別	生 年 月 日	年 齢	入 所 保 育 所 等	保 育 料 (月 額)
			西 暦 年 月 日	歳		(月 ~ 月) 円
			西 暦 年 月 日	歳		(月 ~ 月) 円
			西 暦 年 月 日	歳		(月 ~ 月) 円
			西 暦 年 月 日	歳		(月 ~ 月) 円
1ヶ月当たりの保育料合計 (月 ~ 月) 円 ・ (月 ~ 月) 円						
貸 付 申 請 金 額	月額(月 ~ 月) 円 ・ (月 ~ 月) 円 (27,000円以内)					
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括					

申請者の履歴・賞罰等	西 暦 年 月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。			
申請者の家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	同居・別居	勤務先・学校等
	本人			<input type="checkbox"/> 同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、未就学児保育料の一部の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連 帯 保 証 人	フリガナ		実印	性 別	申請者との関係
	氏 名			男・女	
	生 年 月 日	西 暦 年 月 日	年 齢	歳	
	住 所	〒 ー 電話番号 ()			
勤 務 先 等	名 称				
	所 在 地	〒 ー 電話番号 ()			
	年 収 (税 込 額)	円	雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他	

※連帯保証人の押印は実印をお願いします。

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

雇用証明書

西暦 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

保育所等の所在地・名称・代表者氏名・電話番号・印

下記の者は、当施設（事業）における下記の業務に従事する者であることを証明します。

1 貸付金申請者

(ふりがな)

氏 名

現 住 所 〒 -

2 保育所等の種類（該当する施設に✓を付けて下さい）

- 保育所 幼保連携型認定こども園 家庭的保育事業
 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
 病児保育事業 一時預かり事業 企業主導型保育事業
 地方公共団体における単独保育施設 認定こども園
 幼稚園（常時預かり保育実施） 幼稚園（認定こども園移行予定）
 特例保育

3 勤務先名

4 雇用開始年月日及び勤務時間等（産後休暇（育児休暇）復職者は復職日を記載）

- ・雇用開始日 … 西暦 年 月 日
・1日当たり勤務時間 … 時間 分
・1週当たり勤務日数 … 週 日間

5 就職・復職確認（該当する方に✓を付けて下さい）

- 新規雇用 産後休暇（育児休暇）復職者

6 職 種 （該当する職種に✓を付けて下さい）

- 保育士 保育教諭

修学資金等辞退届

西暦 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

〒
借受人 住所
(電話)
氏名 印

私は、西暦 年 月 日付けで承認された保育士修学資金等貸付を下記のとおり辞退します。

記

貸付番号	
辞退年月日	西暦 年 月 日
辞退金額	円
辞退する理由	

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します)

未就学 第7号様式

見本



修学資金等借用証書

西暦 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号		
就労先の名称		
借受人の住所	〒 -	
フリガナ		生年月日
借受人氏名	実印	西暦 年 月 日 (歳)

私は、借受人として次のとおり修学資金等貸付決定通知を受けました。この資金は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程等の規定に従い返還いたします。

借用期間	西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで 箇月
未就学児保育料	総額 円
返還方法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一括

連帯保証人 住所 〒 -

借受人との関係

氏名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、連帯してその債務を負担いたします。

法定代理人 住所 〒 -

借受人との関係

氏名

実印

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します)

見 本

未就学 様式第3号

保育士修学資金等振込口座申込(変更)書

西暦 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ()		
住 所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏 名		西暦 年 月 日 (歳)	

私は、次のとおり保育士修学資金等の振込口座を申し出 (変更を申し出) ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関等の名称)	(支店名称)							
	口座の種類	1:普通預金 2:当座預金								
	口座番号									
口座名義	(フリガナ)									

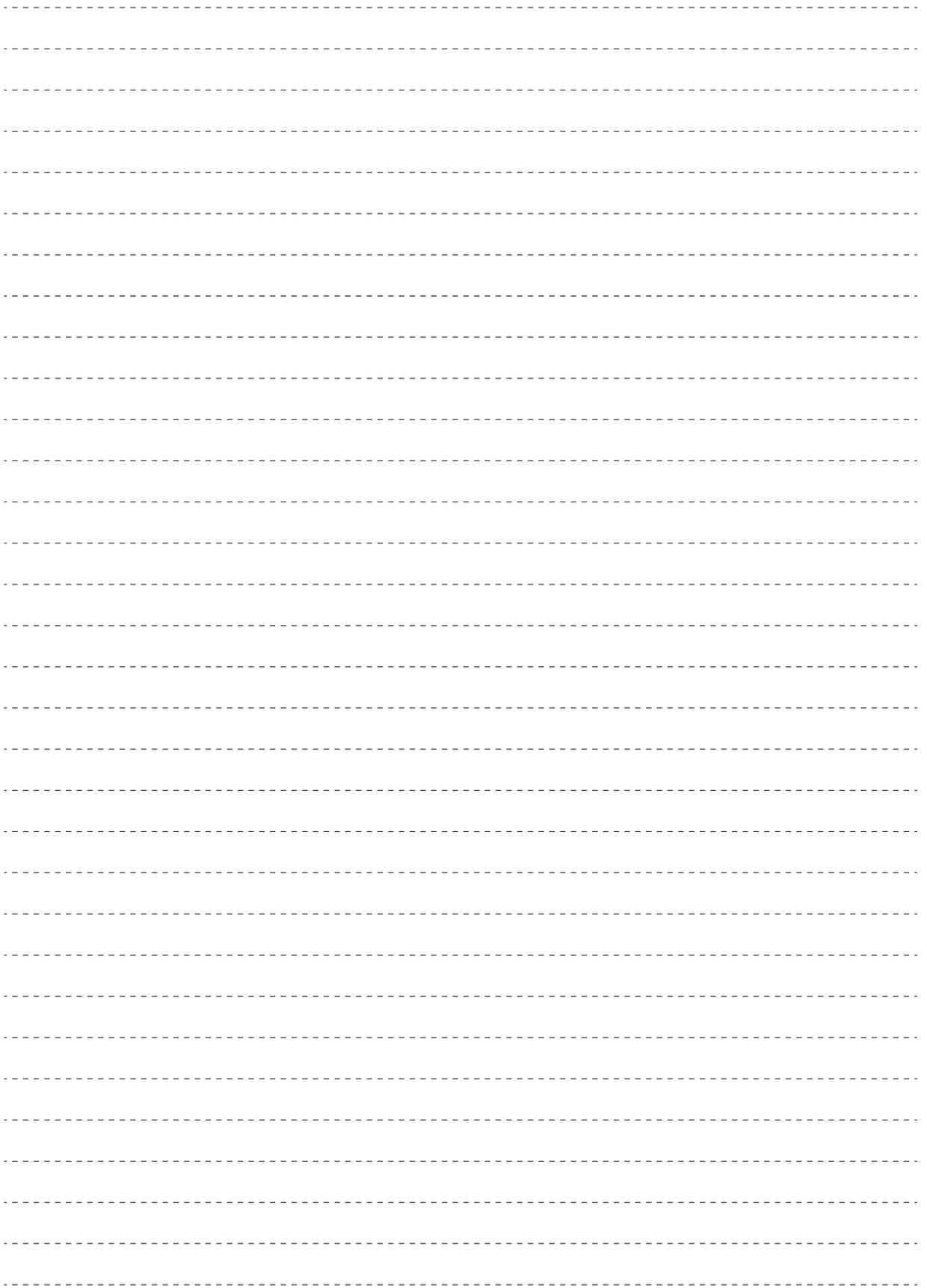
※注意事項

- 1 口座は貸付申請者本人名義のものとして下さい。
- 2 ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定して下さい。
- 3 口座番号は左詰で記入して下さい。
- 4 申し出た口座の金融機関の通帳の写し(名義人カ、口座番号、金融機関コード、店番号(3カ))がわかる部分を添付して下さい。

※切り取って封筒に貼り、書類の提出等に使用して下さい。

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
(潜在保育士復職支援)



お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

TEL：029-350-8366 / FAX：029-244-4652

（平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ <http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

又は

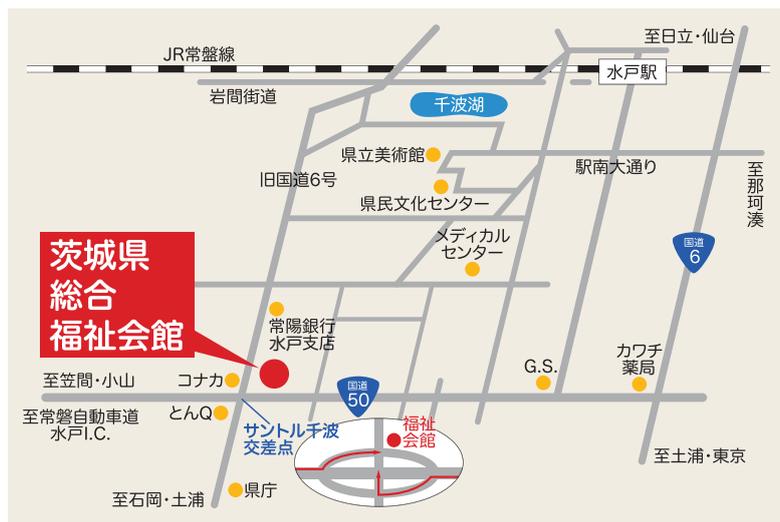
茨城県社会福祉協議会 潜在保育士就職準備金

茨城県社会福祉協議会 未就学児保育料一部貸付

検索



地図アクセス



- バス …… JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約 20 分）。
- 車 …… 常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。